

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

ナル・リスク相当額調整額」という。)を第一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

ト

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後

一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーションナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(基礎的内部格付手法採用行にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあっては標準的手法を含む)の使用を開始した日以前に用いていた手法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先进的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法の使用を開始する日

付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第一項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」

「とは、第一条に定める算式の分母の額にハパー・セントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれそれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計算手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいづ。」

（新設）

の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあつては、当該先進的内部格付手法採用行は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用行としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）。

5 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「新所要自己

資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額にハパー・セントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十一・五を乗じて得た額（第二項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十一・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

ト| 一| 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

二| 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3| 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第二十四条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中の「内部格付手法採用行」とあるのは、「先進的計測手法採用行」と、「内部格付手法」とあるのは、「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3| 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採

用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する

(新設)
場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先进的的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定

第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「新所要自己

める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいつ。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十六条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」といふ。）を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」といふ。）を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

一| 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

ト| 二| 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後

「資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第八項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八項第一項第三号に掲げる額を控除した額をいつ。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十六条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

一年間 ハ十パーセント

3 | 前一項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーションナル・リスク相当額調整額を第二十五条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 | 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十

五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 | 第二項の「オペレーションナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーションナル・リスクに係る部分について

3 | 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 | 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第一項において第一項を準用する場合においては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第一号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

(新設)

ては先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十九条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額の合計額から第二十九条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十七条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」といふ。）を第二十七条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「オペレーション

5 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二十五条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第二十八条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第三十一条の定めるところにより控除される額の合計額から第二十九条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十七条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第二十七条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「内部格

ヨナル・リスク相当額調整額」という。)を第三十七条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間

ト
二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間

八十一パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーションナル・リスク相当額調整額を第三十七条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項(第一項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれれにつき内部格付手法(第一項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第一号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

5 | 第一項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」

」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 | 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第四十三条の定めるところにより控除される額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 | 前項本文に規定する銀行以外の銀行及び同項ただし書に規定する銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本

(新設)

5 | 第一項(第一項において準用する場合を含む。)の「新所要自己資本の額」とは、第三十七条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四十条第一項各号に掲げる額並びに同条第七

項及び第四十三条の定めるところにより控除される額の合計額から第四十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

(新設)

本の額を上回る場合には、当該上回る額をハパー・セント（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	九十パーセント

3 | 前一項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十二条第六項、第二十四条第六項、第三十六条第六項及び第四十七条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。

（表略）

4 | 新告示第十三条第一項第一号及び第二項第一号、第二十四条第一項第一号及び第二項第一号、第三十六条第一項第一号及び第二項第一号並びに第四十七条第一項第一号及び第二項第一号並びに第一項

2 | 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十二条第五項、第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。

（表略）

（新設）

の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十二条 居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合における新告示第二百六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2~4 (略)

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十二条 平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する際には、新告示第二百六条第一項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2~4 (略)

銀行法第五十一條の一十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第一号）

改 正 案	現 行
<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、<u>信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第一条に定める算式の分母に加えなければならぬ。</u></p> <p>一 内部格付手法（先進的内部格付手法採用行にあっては、先進的内部格付手法。次号及び第四項並びに第二十五条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間 九拾一セント 二 （略）</p> <p>2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、<u>オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第一条に定める算式の分</u></p>	<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十三条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において、<u>旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第一条に定める算式の分母に加えなければならない。</u></p> <p>一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント 二 （略）</p> <p>2 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」を読み替えるものとする。</p>

母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

ト

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後

一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーション・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあっては標準的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあっては、当該

算出した額を控除した額をいう。

先進的内部格付手法採用行は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用行としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第一十五条第四項において同じ。）。

5 | 第一項の「オペレーションナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額にハパー・セントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーションナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。第二十五条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする

計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 | 第一項及び第一項の「新所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額にハパー・セントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第二十五条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第二十五条 内部格付手法採用行は、次の各号に定める期間において

、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用行は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

ト
二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 前項の規定は、内部格付手法採用行が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用行について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「内部格付手法」のあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用行が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用行が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用行は、当該使用を開始する日以後は同項の規

定の適用を受けないものとする。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第一項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十八条第一項第一号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

(新設)

4 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第一項において第一項を準用する場合にあっては先进的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十八条第一項第一号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八条第一項第一号に掲げる額を

5 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額並びに同条第六項及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八

控除した額をいつ。

八条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいつ。

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 前項本文に規定する銀行持株会社以外の銀行持株会社及び同項た

だし書に規定する銀行持株会社は、新告示第十三条及び第二十五条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額をハパー・セント（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

後一年間	内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	期 間	率
ハ十パーセント	九十九パーセント		

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

（新設）

3 | 前一項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる連結自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三三条第六項及び第二十五条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。

(表略)

4 | 新告示第十三条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二十五条第一項第一号及び第二項第一号並びに第一項の表の内部格付手法又は先进的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十二条 居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合における新告示第一百九十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2~4 (略)

2 | 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる連結自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三三条第五項及び第二十五条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。

(表略)
(新設)

第十二条 平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する際には、新告示第一百九十四条第一項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2~4 (略)

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の一の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改 正 案	現 行
<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、 信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第一条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法（先進的内部格付手法採用金庫にあっては、先進的内部格付手法。次号及び第四項、第十八条第一項各号及び第四項、第三十条第一項各号及び第四項並びに第四十一条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間 九 十パーセント</p> <p>二 （略）</p>	<p>（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）</p> <p>第十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、 旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第一条に定める算式の分母に加えなければならない。</p> <p>一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント</p> <p>二 （略）</p>
<p>2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレー</p>	<p>2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、</p>

ショナル・リスク相当額調整額」という。)を第一項に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーションナル・リスク相当額調整額を第二項に定める算式の分母に加えなければならない。

「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第一項に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれだけにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法(基礎的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用金庫にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項において同じ。)とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方

4 第一項(第一項において準用する場合を含む。)の「旧所要自己資本の額」とは、第一項に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれだけにつき内部格付手法(第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法)の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用金庫が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的

法により算出した額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいつ。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額

」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいつ。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいつ。

（新設）

内部格付手法を使用していた場合にはあつては、当該先進的内部格付手法採用金庫は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法採用行としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第十八条第四項、第三十条第四項及び第四十一条第四項において同じ。）。

5 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「新所要自己

資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるとこれにより控除される額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいつ。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第二項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

ト| 一| 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

二| 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3| 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3| 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手

法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一條に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三條第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

4 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十一條に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。

（新設）

5 第一項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一條に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「新所要自己

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十一條に定

める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。

一| 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

ト| 二| 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後

「資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいう。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第三十条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

<p>3 </p> <p>前一項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーションナル・リスク相当額調整額を第十九条に定める算式の分母に加えなければならない。</p>
<p>4 </p> <p>第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十一条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第二十三条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。</p>
<p>5 </p> <p>第一項の「オペレーションナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十二条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーションナル・リスクに係る部分については先進的計測手法</p>
<p>(新設)</p>
<p>3 </p> <p>内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。</p>
<p>4 </p> <p>第一項（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第二十二条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第二十三条第一項第三号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。</p>

の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第一二十三条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいつ。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第二十二条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第一二十三条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいつ。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十一条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」といふ。)を第二十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(次項において「オペレーション」

5 第一項(第一項において準用する場合を含む。)の「新所要自己資本の額」とは、第十九条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第二十二条第一項各号に掲げる額及び第二十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第一二十三条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいつ。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第四十一条 内部格付手法採用金庫は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額を第二十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定は、内部格付手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法採用金庫について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法採用金庫」とあるのは「先進的計測手法採用金庫」と、

ヨナル・リスク相当額調整額」という。)を第三十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後

一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用金庫又は信用金庫連合会が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーションナル・リスク相当額調整額を第三十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

3 内部格付手法採用金庫が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法採用金庫が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法採用金庫は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額にハパー・セントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額のそれれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除了した額をいう。

「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

5 | 第一項の「オペレーションナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」
(新設)

「とは、第三十一条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーションナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。」

6 | 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

2 | 前項本文に規定する信用金庫又は信用金庫連合会以外の信用金庫又は信用金庫連合会及び同項ただし書に規定する信用金庫又は信用金庫連合会は、新告示第十条、第十八条、第三十条及び第四十一条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の

5 | 第一項(第一項において準用する場合を含む。)の「新所要自己資本の額」とは、第三十一条に定める算式の分母の額にハパーセントを乗じて得た額、第三十四条第一項各号に掲げる額及び第三十七条の定めるところにより控除される額の合計額から第三十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第九条 (略)

(新設)

額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセント（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用金庫又は先進的計測手法採用金庫においては、四パーセント）で除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期 間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

- 3 前一項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第六項、第十八条第六項、第三十条第六項及び第四十一条第六項に規定する新所要自己資本の額をいつ。この場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条、第十八条及び第二十二条において同じ。）に相当す

- 2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第五項、第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項に規定する新所要自己資本の額をいつ。この場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条、第十八条及び第二十二条において同じ。）に相当す

する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条、第十八条及び第二十二条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）」、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」とし、旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条、第二十八条及び第三十一条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条、第二十八条及び第三十一条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）」、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」とし、旧告示第十八条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）」、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結

る額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条、第十八条及び第二十二条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と、旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十二条、第二十八条及び第三十一条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条、第二十八条及び第三十二条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合に限る。）」と、旧告示第十八条第一項中「営業権に相当する額（連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合

令に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。」と、旧告示第二十八条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と読み替えるものとする。

（表略）

4
新告示第十一条第一項第一号及び第一項第一号、第十八条第一項第一号及び第一項第一号、第三十条第一項第一号及び第一項第一号並びに第四十一条第一項第一号及び第一項第一号並びに第一項の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第一項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

（移行期間中におけるその他の経過措置）

第十二条 居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第一百六条第一項の適用について、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあ

に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。」と、旧告示第二十八条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と読み替えるものとする。

（表略）
(新設)

第十二条 平成十九年三月三十一日以後二年間において、居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、新告示第一百六条第一項中「長期平均デフォルト時損失率

るのと、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2~4 (略)

」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2~4 (略)

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の一の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改 正 案

現 行

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」といつ。）を第一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 内部格付手法（先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあっては、先進的内部格付手法。次号及び第四項並びに第十八条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額を第一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 内部格付手法の使用を開始した日以後一年間 九十パーセント

二 （略）

2 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、オペレーションル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項に

二 （略）

2 前項の規定は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法を採用する信用協同組合等について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法を採用する信用協同

において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。) を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

ト

二 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後

一年間 八十パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、信用協同組合等が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

組合等」とあるのは「先進的計測手法を採用する信用協同組合等」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用の開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとし、先進的計測手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当

4 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれにつき内部格付手法（第一項において第一項を準用する場合にあつては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法

該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいつ。

5 | 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額

」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第一百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいつ。

6 | 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいつ。

5 | (新設)

を採用する信用協同組合等が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合には、当該先進的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日に基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第十八条第四項において同じ。）。

5 | 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるとこれにより控除される額の合計額から第五条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいつ。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に「十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に「十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

ト| 一| 先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間 九十分

二| 先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間 八十パーセント

3| 前二項の規定にかかわらず、信用協同組合等が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める期間において、旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に「十五・〇を乗じて得た額を第十一条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2| 前項の規定は、内部格付手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する日に先進的計測手法の使用を開始する場合を除き、先進的計測手法を採用する信用協同組合等について準用する。この場合において、前項中「内部格付手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「先進的計測手法を採用する信用協同組合等」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。

3| 内部格付手法を採用する信用協同組合等が先進的計測手法の使用を開始する場合であつて、当該使用的開始の日の直前において第一項の規定の適用を受けているときは、当該内部格付手法を採用する信用協同組合等は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用

を受けないものとし、先進的計測手法を採用する信用協同組合等が内部格付手法の使用を開始する場合であつて、当該使用を開始する日の直前において前項の規定の適用を受けているときは、当該先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、当該使用を開始する日以後は同項の規定の適用を受けないものとする。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一條に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三條第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第一項の「オペレーション・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一條に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する手法により算出した額を控除した額をいう。

(新設)

1 第一項の「オペレーション・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十一條に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する手法により算出した額を控除した額をいう。

6 | 第一項及び第一項の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいう。

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 (略)

2 | 前項本文に規定する信用協同組合等以外の信用協同組合等及び同項ただし書に規定する信用協同組合等は、新告示第十条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期 間		率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	内部格付手法又は先進的計測手法の承認を得た日以後一年間	九十パーセント

5 | 第一項(第一項において準用する場合を含む。)の「新所要自己資本の額」とは、第十一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十三条第一項各号に掲げる額及び第十五条の定めるところにより控除される額の合計額から第十四条第一項第一号に掲げる額を控除した額をいう。

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 (略) (新設)

期 間		率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を得た日以後一年間	内部格付手法又は先進的計測手法の承認を得た日以後一年間	九十パーセント

を最後に得た日から一年を経過した日以

ハ十パーセント

後一年間

3 | 前一項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第六項及び第十八条第六項に規定する新所要自己資本の額をいつ。この場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」といふ。

」といふ。旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）

2 | 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第五項及び第十八条第五項に規定する新所要自己資本の額をいつ。この場合において、旧告示第三条第一項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」といふ。

」といふ。旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十三条において同じ。）」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）

限る。)、企業権(のれんを除く。)に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(のれんを除く。)に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。)」と読み替えるものとする。

(表略)

4 新告示第十条第一項第一号及び第一項第一号並びに第十八条第一項第一号及び第一項第一号並びに第一項の表の平成二十一年三月二十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十条 居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合における新告示第百九十二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2~4 (略)

る。)、企業権(のれんを除く。)に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(のれんを除く。)に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。)と読み替えるものとする。

(表略)
(新設)

第十条 平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する際に、新告示第百九十二条第一項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2~4 (略)